

寒川町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月19日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第29号

寒川町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

寒川町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成24年寒川町条例第15号）の一部を次のように改正する。

本則中「次に掲げる教育に関する事務」を「スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）」に改め、本則各号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。